

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、認定放送持株会社である当社のもと、報道機関としての社会的責任を果たし、新たなメディア・コンテンツと生活・文化を生み出す“豊かな時を提供する企業”であり続けることを将来のあるべき姿と捉えます。

このようなビジョンのもと、経営計画に基づき事業を推進することによって、長期的に安定した業績の向上を図り、社会への貢献度をより高め、ステークホルダーとの関係を重視することが、当社及び当社グループの企業価値を増すことになると認識しております。

そのためには、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実が必要と考えます。

また、株主、投資家の皆様には、公平かつ適時・適切に情報を開示することで、資本市場の信頼性を高めるよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔原則4-10①〕

当社は、役員の指名や報酬等に関して、全10名の取締役の内4名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会において、十分に審議を行っております。現在の仕組みで適切に機能していることから任意の指名委員会・報酬委員会等の諮問委員会等を設置していません。今後必要に応じて、その是非を含めて検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4〕

当社および当社グループは、個別の政策保有株式の保有の合理性については定期的に取締役会において検証を行い、投資先との関係・取引状況・協業機会・シナジー効果及び市場の動向や投資先企業の業績を絶えずチェックし、保有意義の薄れてきた銘柄については、随時見直します。政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社および当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、適切に議決権を行使します。

〔原則1-7〕

当社は、関連当事者間の取引については、該当取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会にて決議します。また、「会社法計算書類」及び「有価証券報告書」の「関連当事者との取引」を記載するために、取引の有無について確認するアンケート調査も毎年実施し、取引を管理する体制を構築しています。

また、「取締役会規程」において、当社取締役との間で直接取引を行う場合その他の会社法に定める利益相反取引に該当する取引については、取締役会における承認を得なければならない旨を定めています。

上記に該当しない取引であっても、役員や主要株主との間で取引が発生する場合には、その取引の重要性や性質に応じ、原則として取締役会の承認を得ることとします。

〔原則2-6〕

当社及び当社グループ会社の一部では、従業員一人ひとりが自由に資産を形成できる「企業型確定拠出年金制度」を採用しています。

〔原則3-1〕

当社及び当社グループは、会社の意思決定の透明性・公正性の確保と実効的なコーポレート・ガバナンスの実現という観点から、法令に基づく適切な開示以外にも、様々な機会を通じて情報開示の充実を努めています。

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、1952年に我が国初の民間テレビ放送免許を獲得し、翌1953年に本放送を開始しました。当社及び当社グループは「創意工夫、無駄排除、信賞必罰」を社訓とし、2013年からは「見たい、が世界を変えていく。」をコーポレート・メッセージとして掲げ、魅力ある番組をお届けするよう心掛けています。

当社及び当社グループは、「日本テレビグループ 中期経営計画 2016-2018 Change65」として2018年度をゴール年度とする経営計画を策定しています。

2018年度に向けて、(1)人々を豊かにするコンテンツを創造・発信する最強の制作集団、(2)継続的成長を目指した事業の“破壊と創造”、(3)海外における確固たるポジションの獲得、(4)地域・個人に寄り添った社会貢献、及び(5)働く人すべてが能力を高め挑戦できる環境の醸成という目標の達成を目指しています。「中期経営計画」の概要につきましては、当社ホームページにて開示しています。

<http://www.ntvhd.co.jp/ir/library/toshokaiji/pdf/20160331.pdf>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご覧ください。

<http://www.ntvhd.co.jp/ir/governance>

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社が2018年6月29日に提出した有価証券報告書 第一部第4 [6.コーポレート・ガバナンスの状況等] (1)⑦「役員報酬等の内容」をご覧ください。

http://www.ntvhd.co.jp/ir/data/securities/pdf/valuable_securities_047.pdf

当社は「取締役報酬規程」を定めており、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、各取締役の報酬額を毎年決定しています。取締役の報酬に関しては、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、全10名の取締役の内4名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会の決議のもとで授権を受けた代表取締役が決定しています。

常勤取締役の報酬は「定額部分」「評価部分」「会社業績連動部分」「株価連動部分」で構成されます。「定額部分」は役位によって、「評価部分」は個人の業績に応じ、「会社業績連動部分」は当期純利益に連動します。「株価連動部分」は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で、役員持株会を通して当社株式を購入するものとしています。社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は「定額部分」のみです。

各監査役の報酬については、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお当社は、現在の仕組みで適切に機能していることから報酬委員会等の諮問委員会等を設置しておりませんが、今後、その是非を含めて検討していきます。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 方針について

当社の取締役会は、経営陣幹部の選任・解任と取締役・監査役候補の指名について、適正に実行しています。

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会メンバーとして当社及び当社グループの事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するためにも、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えています。

このような観点から、当社は当社及び当社グループの事業やその課題に精通する者を、一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として選任・指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として選任・指名することを基本姿勢としています。

また、当社は、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保すると共に、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役・監査役の員数を取締役18名以内、監査役5名以内とすることを定款により定めています。

なお解任に関しては、その機能を発揮していないと認められた場合、職務懈怠で企業価値を毀損させた場合、資質が認められない場合、健康上の理由から職務継続が難しい場合、公序良俗に反する行為を行った場合等において、取締役会において解任の審議を行うものとします。

2. 手続について

取締役会は、取締役・監査役候補者の選任については、原則として代表取締役の提案を受け、当該人物が取締役・監査役としてふさわしい見識と高度な専門性を有し、多様な知識・経験・能力を持つ優れた人物かを、全10名の取締役の内4名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会で審議の上、選任・指名しています。

解任に関しては、上記7名の社外役員が参加する取締役会で審議します。

(v) 役員指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

本年度の取締役・監査役の候補者の選任理由は、当社ホームページにおいて公表している「定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。

http://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/pdf/85_1.pdf

〔補充原則4-1 (1)〕

当社は、法令または定款の他、取締役会規程において取締役会にて決定することが定められている事項、並びにこれに準ずる事項（その重要性及び性質等に鑑みて、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項）を除いて、当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役をはじめとする当社の経営陣に委任しています。

〔原則4-9〕

当社は、独立社外取締役の独立性基準として東京証券取引所上場規程第436条の2で規定する「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役」の要件に加え、原則「4-8」で述べた「幅広い知見や高い見識、客観的な視点からの監督が重要」であるとの考えから、当社の取締役会において率直かつ建設的な助言、監督が可能な高い専門性と豊富な経験及び実績を有した方であることを重視しています。

〔補充原則4-11 (1)〕

当社の取締役会のメンバーについては、当社及び当社グループの事業やその課題に精通する社内出身の取締役が一定数必要であることに加え、幅広い分野からの知見や高い見識に基づく社外取締役による監督が必要であると考えており、バランスに配慮しています。当社には現在女性取締役は就任していませんが、過去に選任された実績があり、多様性と適正規模を引き続き両立させる現方針を継続します。「原則3-1 (iv)」及び「4-8」に基づく開示をご覧ください。

〔補充原則4-11 (2)〕

当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼職状況は、当社ホームページに掲載の「株主総会招集ご通知」、および当報告書にて公表しています。

http://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/pdf/85_1.pdf

〔補充原則4-11 (3)〕

取締役会事務局は、取締役会の実効性について確認を行うため、各取締役に対して、①当社の経営・財務・リスク管理に係る情報が適切に提供されているか、②業績を踏まえた意思決定が行われているか、③監督機能が働いているか、④当社取締役会における議案の内容やその数、個々の資料や説明は適切であるか、⑤最高経営責任者等の後継者に求められる資質等とは何か、という点をアンケート項目とし、更に各取締役に対して、事前の情報提供を行うと共に、取締役会事務局が定期的にヒアリングおよびアンケートを行います。

〔補充原則4-14 (2)〕

当社は、社内出身の取締役・監査役については就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令及びインサイダー取引規制等、コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しています。

また、就任後は必要に応じて外部の専門家や有識者を招き、その時々テーマに即した取締役・監査役勉強会の場を設けるよう努めています。新たに就任した社外取締役・社外監査役に対しては、当社及び当社グループの事業・財務・組織等を十分に説明し、その後も役割・責務を実効的に果たしていただくために、ヒアリングの際等に適宜資料をお渡しする等、当社及び当社グループの事業環境等について理解をいただくよう努めます。

〔原則5-1〕

株主との建設的な対話を促進し、中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図るため、以下のような施策を実施しています。

(i) 株主との対話促進は、IR担当の取締役を置く他、経理担当取締役、総務担当取締役も協力することとしています。

(ii) 社内関連部署による横断的な委員会、ワーキンググループを設置し、適宜密接に連絡を取り、情報の共有や開示資料の作成等を行っています。

(iii) 個別面談以外の対話として、四半期ごとの決算にあわせてテレフォン・カンファレンスや決算説明会を開催している他、ホームページ上に四半期ごとの決算説明資料と、経営陣等による説明会開催時の動画配信を行い、個人投資家にも出席者と同様な情報を開示しています。

この他株主情報として、株式の状況、外国人持株比率、適時開示情報等を掲載しています。また、コーポレート・レポートを発行しホームページに

掲載している他、株主総会においては丁寧な回答を心掛けています。

<http://www.ntvhd.co.jp/ir/index.html>

(iv) 株主、投資家からのご意見等は、内容に応じて担当部署間で共有すると共に、IR部が適宜担当取締役にてフィードバックを行っています。

(v) 株主、投資家の皆様との対話において、一部の株主、投資家の皆様に対してのみ重要情報を提供することが無いよう、情報管理の徹底に努めています。当社においては役職員等を対象とした「インサイダー取引防止規程」を設けており、取締役につきましては就任時の研修でインサイダー取引防止についての注意喚起を図るほか、職員については毎年インサイダー取引防止研修を行っています。また、社内での重要情報の扱いについては、当社内部情報管理規則に基づき、内部情報管理票を作成するなど情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社読売新聞グループ本社	37,649,480	14.45
読売テレビ放送株式会社	17,133,160	6.57
株式会社読売新聞東京本社	15,939,700	6.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,845,500	3.77
学校法人帝京大学	9,553,920	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,913,800	3.42
株式会社NTTドコモ	7,779,000	2.98
株式会社リクルートホールディングス	6,454,600	2.47
ORBIS SICAV(常任代理人 シティバンク)	5,369,986	2.06
株式会社よみうりランド	5,236,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

<外国人持株調整株式について>

当社が放送法第161条の規定に従い、株主名簿に記載し、または記録することを拒否した株式(外国人持株調整株式)は、13,032,200株です。
(2018年9月30日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項ありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 恒雄	他の会社の出身者							○	○			
今井 敬	他の会社の出身者											
垣添 忠生	その他											
真砂 靖	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 恒雄		株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役主筆（現） 株式会社読売新聞東京本社 取締役（現）	同氏を社外取締役に選任しているのは、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験に加えて、メディア・関連事業全般にわたる高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためです。同氏は、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社読売新聞グループ本社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定をしています。また、当社の取締役会においては、同氏より実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、社外取締役として経営の監督等の職務を適切に遂行していただいております。

今井 敬	○	新日鐵住金株式会社 社友名誉会長 (現) 日本証券金融株式会社 取締役 (現) 日本生命保険相互会社 監査役 (現)	同氏を社外取締役役に選任しているのは、企業経営者・財界人としての豊富な経験に加えて、高度な専門的知識と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。当社取締役会においては、同氏より実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、独立性の高い社外取締役役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員に指定しております。
垣添 忠生	○	公益財団法人日本対がん協会 会長 (現)	同氏を社外取締役役に選任しているのは、医学界に止まらない幅広い見識及び高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためであります。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、国立がんセンター (現 国立研究開発法人国立がん研究センター) 総長として同団体の運営に長年携わった経験と見識を生かして、実効性・適正性のある提言・意見を頂戴しており、独立性の高い社外取締役役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員として指定しております。
真砂 靖	○	弁護士 (現) 東京大学大学院 客員教授 (現) 西村あさひ法律事務所オブカウンセル (現) 三井不動産株式会社監査役 (現) 三井住友アセットマネジメント株式会社監査役 (現) 株式会社読売巨人軍 監査役 (現)	同氏を社外取締役役に選任しているのは、行政機関における豊富な経験と財政・金融・経済・法務全般にわたる幅広い見識と高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくためであります。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元財務事務次官、弁護士としての経験と見識を生かし、当社取締役会において、実効性・適正性のある提言・意見を頂戴していることから、独立性の高い社外取締役役として、経営の監督等の職務を適切に遂行していただけたと考え、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

○監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画の概要について会計監査実施前に説明を受けております。また、監査役は会計監査人による監査の実施過程において監査手続の実施状況や監査上の問題点について情報交換を行い、監査終了後は会計監査の結果について説明を受けております。

○監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。監査役会事務局所属の従業員は、兼務として業務監査室の室員を務め、監査役の職務の補助を行います。監査役は内部監査部門である業務監査委員会と緊密な連絡を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白石 興二郎	他の会社の出身者									○	○			
望月 規夫	他の会社の出身者									○	○			
兼元 俊徳	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 興二郎		株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役会長(現) 株式会社読売新聞東京本社 代表取締役会長(現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験及び幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。 同氏は、当社の筆頭株主である株式会社読売新聞グループ本社及び同社の子会社である株式会社読売新聞東京本社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社読売新聞グループ本社及び株式会社読売新聞東京本社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定をしており、実効性、専門性の観点からも、社外監査役として、取締役の職務執行に対する監査機能を十分果たすことができるものと考えております。
望月 規夫		讀賣テレビ放送株式会社 取締役会長 (現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、放送局経営者としての豊富な経験及び幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。 同氏は、当社と放送番組の購入・供給取引のある讀賣テレビ放送株式会社の取締役を兼務しておりますが、当社と讀賣テレビ放送株式会社は、財務及び事業の方針に関して相互に独立した意思決定をしており、実効性、専門性の観点からも、社外監査役として、取締役の業務執行に対する監査機能を十分果たすことができるものと考えております。

兼元 俊徳	○	弁護士 (現) 株式会社リケン 取締役 (現)	同氏を社外監査役に選任しているのは、行政機関における豊富な経験及びコンプライアンス・法務全般にわたる幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、元国際刑事警察機構(ICPO)総裁、弁護士として、企業経営を監視する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。 同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。また、独立性の高い社外監査役として、取締役の職務執行に対する監査機能を十分果たすことができるものと考え、独立役員として指定しております。
-------	---	----------------------------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。
なお、社外役員の属性情報に関する記載に際し、当社取締役会への付議の必要がない取引等については、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと考えられることから、原則として記載を省略することとしております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

当社は「取締役報酬規程」を定めており、常勤取締役の報酬において「会社業績連動」「株価連動報酬」の考え方を取り入れています。「会社業績連動」部分は当期純利益に連動します。「株価連動」部分は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で、役員持株会を通して当社株式を購入するものです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。
役員報酬等の総額：取締役(社外取締役を除く) 324百万円(支給人員7名)。
監査役(社外監査役を除く) 26百万円(支給人員1名)。
社外取締役・監査役108百万円(支給人員8名)。
注1. 2018年3月末現在の人員は、取締役10名、監査役4名であります。
2. 上記の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 2008年6月27日開催の第75期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額950百万円以内(うち社外取締役110百万円以内)、監査役の報酬額は年額72百万円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の額については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬の限度額が決定されております。取締役の報酬に関しては、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、全10名の取締役の内4名の社外取締役と全4名の監査役の内3名の社外監査役が出席する取締役会の決議のもとで授権を受けた代表取締役が決定しています。常勤取締役の報酬は「定額部分」「評価部分」「会社業績連動部分」「株価連動部分」で構成されます。「定額部分」は役位によって、「評価部分」は個人の業績に応じ、「会社業績連動部分」は当期純利益に連動します。「株価連動部分」は当社の株式取得を目的とする定額の金銭報酬で、役員持株会を通して当社株式を購入するものとしています。社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は「定額部分」のみです。各監査役の報酬については、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、総務・人事管理局に取締役会の運営事務局を置き、社外役員の担当窓口としてサポートを行うと共に、監査役会及び監査役の業務補佐を行う独立セクション・監査役会事務局を設け、専従スタッフを配置してサポートする体制を整えています。社外取締役と社外監査役に対しては、必要に応じて常勤役員が議案の事前説明等を行う他に、経営戦略局、総務・人事管理局、経営管理局、監査役会事務局等の関連部署が適宜補足説明や資料提供を行う等情報の伝達を行い、社外からの経営監視が機能する体制を確保できるように努めています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
なし	----	----	----	----	----
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0名		
その他の事項					

当社は、定款第28条(最高顧問、顧問及び相談役)において「当社は、取締役会の決議によって、最高顧問、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。」と定めています。なお、現在は該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、取締役会による取締役の業務執行の監督並びに監査役及び監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築しております。当社は、独立性の高い社外取締役、社外監査役を複数名選任し、取締役の職務執行について、監査役の機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって経営監視機能の強化を図るべく、現在の体制を採用しております。取締役会の構成につきましては、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全10名のうち4名を会社法第2条第15号に定める社外取締役としております。また、監査役会においても、取締役会からの独立性を高め、業務執行に対する監査機能を強化するため、監査役全4名のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役としております。なお、常勤監査役吉田真氏は、メディア・関連事業にわたる高度な専門知識を持ち、当社グループ会社の経営者としての実績と、財務及び会計に関する相当程度の知見、監査能力を有するものであります。前事業年度においては、取締役会を7回開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、監査役会を8回開催し、各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会その他重要な会議への出席や、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行の監査をしております。当社では、「業務監査委員会」を設け、内部監査と、内部統制システムの評価に努めております。さらに、コーポレート・ガバナンスを確かなものに、社会からの信頼や支持を一層強固にするため、「コンプライアンス委員会」を設置し、あらゆる法令及び諸規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めております。また、内部統制システムの整備を目的として「内部統制委員会」を設置し、グループ全体の業務統制の点検・整備を進めております。コーポレート・ガバナンス体制への第三者の関与状況については、当社は企業経営及び日常業務に関し、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じ助言を求めることにより、法的リスクの管理体制を強化しております。また、監査法人との間で会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査法人は独立の立場から監査を実施しております。

当社は「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。前連結会計年度における会計監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び所属する監査法人
公認会計士の氏名等 指定有限責任社員 業務執行社員 広瀬 勉・秋山 謙二
所属する監査法人 有限責任監査法人トーマツ
(注)継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士:9名 その他:11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役、社外監査役を複数名選任し、取締役の職務執行について、監査役の機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって経営監視機能の強化を図るべく、現在の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月開催の定時株主総会においては、法定基準日の12日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会より導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の専用ホームページにおいて、議決権電子行使が行える環境を整備しております。また、2016年度より、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加し、機関投資家や海外投資家の皆様が、電磁的方法によってより速やかな電子行使を行っていただけるよう、環境を整えました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知は、英訳版を作成し、東京証券取引所と当社ホームページに掲載いたしました。
その他	法定基準日の12日前に招集通知を発送し、14日前に東京証券取引所と当社ホームページ上に日本語版、英訳版を掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	開示方針を当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ホームページ上に四半期ごとの決算説明資料と、説明会開催時の代表者等による説明の動画配信を行っており、個人投資家の皆様にも出席者と同等な情報を開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算にあわせて決算説明会を開催し、代表者等が、国内外の投資家、アナリスト等に向けて説明にあたっております。2018年3月期は、第1四半期を除く四半期に説明会を開催いたしました。2019年3月期も同様に開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	個別面談の実施及び証券会社主催のカンファレンス等にも参加し、海外投資家の理解を得よう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報として http://www.ntvhd.co.jp/ir/index.html に四半期ごとの決算情報、決算説明会資料、株主情報として株式の状況、外国人持株比率、報告書（中間・期末）、またコーポレート・レポートやIRからの最新情報、適時開示情報等を掲載しております。その他に企業情報として http://www.ntvhd.co.jp/pressrelease/index.html にプレスリリース資料を掲載。投資判断にも影響を与える重要情報等を載せております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略局IR部専任の社員で実務にあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社会的影響力が大きい報道機関としての高い公共性を有していることを自覚し、良質な番組制作に努めることで、視聴者・広告主に対する責任を果たすことを基本方針としています。株主、投資家に対しては、経営環境の変化に対応する迅速な意思決定と業務執行に努め、持続的な企業価値の向上に努めています。また、2004年7月に制定・発効した「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の中で、視聴者・国民への奉仕、取引先との健全・良好な関係の保持、安全・健康な職場環境の維持等を行動憲章として規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	具体的には、40年の歴史を重ねる「24時間テレビ」をはじめ、去年7月の豪雨で大きな被害を受けた福岡県朝倉市での「よみひと知らず」（日本テレビとネットワーク各局のアナウンサーやキャスターなどが被災地の学校や仮設住宅の集会所などで行う日本語をテーマにしたワークショップ）、子どもたちの「情報を見極める力」を育むためのメディアリテラシー出張授業「情報の海の泳ぎ方」など、地域や個人に寄り添った社会貢献を継続的に実施しています。また、子育て社員有志の自主的な取り組みから発展した、子育てに有益な情報を提供し、親子向けイベントも展開する「ママモコモ活動」や、小学生向けのテレビ放送技術の体験ワークショップ「日テレ体験教室」なども展開しています。そのほかルーヴル美術館とは20年以上の長きにわたりパートナーシップを築いており、2018年から2034年までの期間、4年ごとに日本で大規模なルーヴル美術館展を開催することで合意するなど文化や芸術の発展に向けて取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	2004年7月に制定・発効した「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の行動憲章の中で、企業情報の開示項目として「国民・社会が正当に必要としている情報を適時に適切な方法で開示し、公正で透明な企業活動を行う」と規定しております。
その他	当社は、以前より女性を含む多様性の確保に取り組んでおります。新卒採用におきましては、ここ5年平均で女性の採用数は全体のおよそ35%となっており、女性の管理職への登用も、目標を2015年度から5年間で2%アップと設定しております。また、労働環境の改善にも取り組み、ワークライフバランスキャンペーンを推進しております。育児休業制度、育児時の勤務時間短縮制度は法律の要求を上回る水準となっております。障がい者の雇用についても、雇用率は法定を上回っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、経営戦略局、総務・人事管理局、経営管理局を中心に役職員に対する教育等を行います。

取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令・定款・企業倫理の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令上疑義のある行為等について、通常の報告ルートを整備するとともに、当社及び当社グループの従業員が直接情報提供や調査要請を行う通報制度としてのホットライン「日テレHDホットライン」を設置しています。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「業務監査委員会」を設置し、会社業務の内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証を行います。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規則」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、定められた期間保存します。文書等の取扱所管部は総務・人事管理局とし、各局等に情報資産管理責任者及び情報資産実務担当者を置き、管理します。

取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

当社グループでは、災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組めます。

特に、地震等非常時に緊急放送を行うことは当社グループの使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えるとともに、「首都圏大災害マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。また、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における法令・定款の遵守、経営・事業内容の総合的戦略の構築とその実施・運営及び職務執行の効率化に関する事項全般を取り扱う「経営戦略局グループ推進部」を設置し、グループ一体となった法令・定款の遵守体制、リスク管理体制及び効率的職務執行体制を構築するよう管理します。

「日本テレビホールディングス グループ管理規程」を作成し、グループ会社の損失の危機の管理体制に関する基本事項を定めるとともに、グループ会社から当社に対し重要事項の報告を行うための体制を整備します。

グループ会社の代表者等で構成する「グループ経営戦略会議」を定期的に開催し、業務の適正を確保するとともに、情報の共有化と職務執行の効率化を図ります。

グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ監査役を補助する従業員を監査役会事務局に配置するものとし、当該従業員は監査役の指示に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとします。

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。

監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として業務監査室の室員を務めます。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する従業員は、当社及び当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事考課は監査役が実施し、人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役は、内部監査の実施状況を踏まえ、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を監査役に報告します。

当社の従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、通常の報告ルートに加え、通報制度である「日テレHDホットライン」により、監査役又は経営管理局に直接報告することができます。グループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者についても同様とします。

「業務監査委員会」は、内部監査の結果に加え、当社の従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員からの報告内容を定期的に監査役に報告します。

これらの報告を行った当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。

監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営戦略会議」に出席することができます。

監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができ、これらのために要する費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還を当社に請求することができるものとし、当該請求がなされたときは、当社は監査役の判断を尊重して当該費用の前払い又は償還に応ずるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の「行動憲章」に、「反社会的な団体・個人への対応」として、「私たちは、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません」と定め、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が憲章を遵守する旨、宣誓しています。また、その徹底を図るため、当社の総務・人事管理局、経営戦略局、経営管理局を中心に従業員に対する教育等を行っています。

反社会的勢力への対応部署は総務・人事管理局とし、警察当局、顧問弁護士等の外部機関と連携して体制を整備するとともに、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理にも努めています。

警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナーには総務・人事管理局の社員を中心に積極的に参加し、その内容を部署内で周知しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年5月13日開催の取締役会、及び同年6月29日開催の第83期定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいう。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に所要の修正を行った上でこれを更新いたしました。詳細な内容等につきましては、ホームページに掲載のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において説明しております。

下記URLをご参照下さい。

<http://www.ntvhd.co.jp/ir/library/toshokaiji/pdf/20160513-1.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 経営の透明性、業務監査委員会の取り組み

当社は経営の透明性確保の前提となるコーポレートガバナンスについて、いち早い取り組みを行い、2001年より社外取締役3名を置きましたが、2018年6月28日現在、全取締役10名中社外取締役が4名を占めています。

また取締役会からの独立性を高め、取締役の業務執行に対する監査機能を強化するため、監査役4名のうち3名を社外監査役としています。こうした社外からの経営監視の他に、「業務監査委員会」を設け、内部監査と、内部統制システムの評価に努めています。常勤の取締役を業務監査委員長とし、配下の業務監査室に専任の従業員・スタッフを置いて日々の業務のチェックを行っています。

また当社は、通報制度を2002年から設けており、「日テレHDホットライン」の名称のもと、通報者の保護と情報の調査・確認などの作業を制度化しています。

(2) コンプライアンス憲章における企業情報開示の取り組み

2003年12月より当社内に「コンプライアンス委員会」を設置し、あらゆる法令及び規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めています。

2004年7月には「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、以下の行動憲章で企業情報開示への取り組みを規定し、全常勤役員・全従業員が下記の宣誓を行いました。

「(前略)

(企業情報開示) 私たちは、機密情報や守秘義務のある情報（取材源を含む）を除き、国民・社会が正当に必要としている情報を適時に適切な方法で開示し、公正で透明な企業活動を行います。」

これら情報開示についての積極的な取り組みを具体的な行動に反映させるために、当社の取締役会では、企業情報開示についての意識強化、また最新情報を伝達する目的で、定期的に研修会を開催しています。

(3) 業務面の取り組み

当社の決算情報の開示に関わる主な部局は、総務・人事管理局総務部（株式業務）、経営戦略局IR部（IR業務・経営情報の適時開示）、経営管理局経理部（決算業務・「有価証券報告書」などの作成）であります。

決算情報の開示については、これら部局の担当者を中心とする常設の組織として、2005年3月に「決算業務連絡委員会」を発足させ、決算情報の適切な開示に向けての作業を一元的に行っています。

具体的な作業としては、決算期ごとに開示についての必要項目・問題点等を事前に検討・確認いたします。その際、必要に応じて証券代行機関とも緊密な協議を行っています。

また、会計監査人の判断が必要となる事項については適宜会計監査人の意見を求めていくと共に、常時会計監査人にチェックポイント・チェック項目の提示をお願いして、社内のチェック機能を徹底強化します。なお会計監査人との間では定期的な監査作業時だけでなく、日常的に会合を持ち、決算・開示について遺漏なきよう連携をとっています。

決算情報以外の一般的な決定事実・発生事実の開示についても、本委員会では扱うこととし、関東財務局、東京証券取引所、監督官庁である総務省の指導や伝達内容についても、本委員会のメンバーが即座に同一レベルで認識し対応できるように、連絡体制を構築しております。

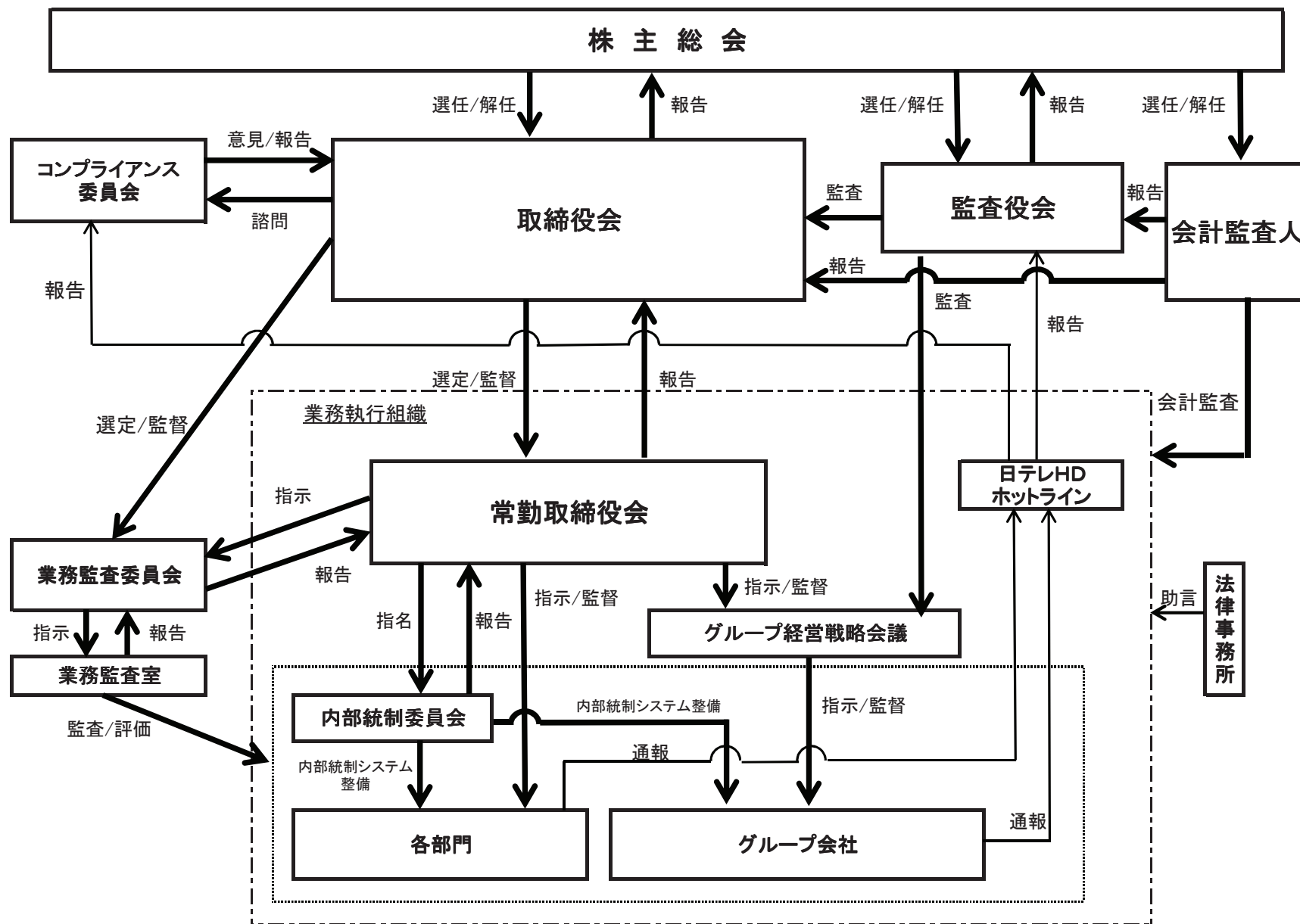
また財務諸表規則の改訂など、開示に関連した規則の変更に対応するため、公認会計士資格をもった従業員を中心に、定期的に勉強会を開催し、情報開示の関係者が常に最新の情報を認識理解して、業務処理のスキルアップを図れる体制をとっております。

(4) 親会社等の情報開示についての体制

当社の「非上場の親会社等（親会社または上場会社である当社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）」に当たるのは、「株式会社読売新聞グループ本社」です。同社の決算に関する情報ほか、適時開示すべき情報についての、当社の体制について説明いたします。

まず「決算情報」に関しては、株式会社読売新聞グループ本社の経理部門と、当社の経営管理局経理部が連絡を取り合い、「財務諸表」「親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況」の情報を開示のタイミングに合わせて入手することとなっています。なお、株式会社読売新聞グループ本社は「有価証券報告書」を作成しております。

その他の「非上場の親会社等に係る開示項目」については、株式会社読売新聞グループ本社の担当部署と当社の総務・人事管理局総務部が適宜連絡を取り、確認をすることとなっております。



【適時開示体制の概要】

